

旅館業法に関するガイドライン

大 阪 市

令和8年10月

●目次

1	申請手続きの流れについて	3
2	建築物に関することについて	4
3	転貸及び区分所有の施設等における営業について	5
4	近隣住民とのトラブル防止等の措置について	6
5	施設の構造設備について	14
6	衛生措置について	26
7	消防法令について	32
8	宿泊者等の確認等について	32
9	その他	34
10	お問合せ先	36

●はじめに

このガイドラインは、旅館業を営業しようとしている方に対して、旅館業の許可申請（変更を含む）及び事業実施にあたり、宿泊者の滞在環境の整備や、近隣住民とのトラブル防止を図る観点から、営業者による実施が望ましい事項、営業実施上の留意事項等を示すものです。

営業者においては、旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「法」という。）、旅館業法施行令（昭和23年政令第152号。以下「政令」という。）、旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号。以下「省令」という。）、大阪市旅館業法の施行等に関する条例（大阪市条例第2号。以下「市条例」という。）、大阪市旅館業法の施行等に関する規則（大阪市規則第134号。以下「市規則」という。）、大阪市旅館業規制指導要綱（以下「市要綱」という。）、簡易宿所指導基準、その他通知を遵守し、宿泊者が快適に過ごせるよう客室管理等を行うことは勿論のことですが、本ガイドラインに沿って事業を実施することにより、宿泊者の平穏な滞在環境の確保や、近隣住民とのトラブル防止を図るようお願いします。

また、本文中の用語については、特に断りのない限り、法令等における定義に従うものです。なお、必要に応じ、本ガイドラインを変更することがあります。

1 申請手続きの流れについて

保健所での旅館業許可申請手続きの流れを例示します。



2 建築物に関することについて

●旅館業を行うことができる用途地域について

大阪市内には都市計画法・建築基準法等に基づく用途地域による規制があり、原則として次の用途地域以外では、旅館業を行うことはできません。

- (1) 第一種住居地域(旅館業の用途に供する部分が3000㎡以下)
- (2) 第二種住居地域
- (3) 準住居地域
- (4) 近隣商業地域
- (5) 商業地域
- (6) 準工業地域

都市計画法上のいずれの用途地域にあたるかについては、マップナビおおさか(下記URL)を参考にしてください。なお、正確・詳細な都市計画等の情報は、大阪市本庁舎7階都市計画案内コーナーに備えてある2500分の1縦覧図面で確認できます。

【マップナビおおさか】

URL : <https://www.mapnavi.city.osaka.lg.jp/webgis/index.html>

●建築基準法上の用途について

旅館業を行う建物の建築基準法上の用途については「ホテル」又は「旅館」になります。

既存の建物(例えば共同住宅、一戸建て住宅等)を活用する場合、「ホテル」又は「旅館」の部分の面積が200㎡を超える場合には、建築確認申請(用途変更)が必要になります。なお、既存の建物の用途が「ホテル」又は「旅館」の場合は、建築確認申請(用途変更)は不要です。

ただし、建築確認申請(用途変更)が不要の場合でも、当該建物は建築基準法に適合していなければなりません。

また、大阪市では旅館業の許可申請に際し、当該建物が建築基準法に適合していることを確認できるよう、申請書の添付資料として建築基準法に基づく検査済証の写しの提出を求めています。

●建築物の構造について

長屋や共同住宅等、現に居住の用に供している部分がある建築物の一部において、旅館業を行う場合、当該建築物の構造は要綱で定める要件に該当する場合を除き、「鉄筋コンクリート造」または「鉄骨鉄筋コンクリート造」である必要があります。詳しくはP21をご確認ください。

3 転貸及び区分所有の施設等における営業について

○市要綱（抜粋）

第8条 旅館業の営業許可を受けようとする者又は営業者が施設の賃借人又は転借人である場合にあっては、当該施設の所有者及び全ての賃貸人が当該施設を営業の用に供することについて承諾しているとともに、当該施設に係る全ての賃貸借契約に係る契約書において、当該事業の用に供することが禁じられていてはならない。

2 旅館業の営業許可を受けようとする者又は営業者は、施設が建物の区分所有等に関する法律第2条第1項に規定する区分所有権の目的である建物の部分の場合であって、当該施設に係る同法第30条第1項の規約が定められているときは、当該規約に違反してはならない。

●転貸による旅館業の実施について

営業者が物件を借り上げ、旅館業を営もうとする場合、営業者の物件借り上げにかかる賃貸借契約書に当該事業の用に供することが禁じられていないことの条項の記載や物件の賃貸人の承諾書を取得することにより、貸主とのトラブル防止が図れます。

また、旅館業施設の建築計画届出書の提出の際には、賃貸借契約書等により賃貸人の承諾を得ていることを確認させていただきます。

●分譲マンション等の管理規約等で旅館業に使用することが禁止されている場合

区分所有の施設（分譲マンション等）では、建物の区分所有等に関する法律第30条第1項に規定する規約（管理規約等）に違反して、事業を行うと他の区分所有者とのトラブルの原因となりますので、許可申請の際にはご注意ください。

標準管理規約を使用している場合、「専有する部分は専ら住宅として使用すること」になっていることが考えられ、その場合は旅館業の営業が用途に反することとなりますのでご注意ください。

なお、旅館業施設の建築計画届出書の提出の際には、マンション管理規約に違反していないこと等を確認させていただきます。

4 近隣住民とのトラブル防止等の措置について

○市条例（抜粋）

第3条 （１）・（２） 略

（３）玄関帳場を有する場合には、旅館業の施設の出入口の付近に、事故が発生したときその他の緊急時に対応する者（以下「事故等対応者」という。）の氏名及び電話番号並びに当該施設が旅館業の施設である旨の表示がされていること。ただし、事故が発生したときその他の緊急時に対応するための措置が講じられていると市長が認めるときは、この限りでない。

（４）玄関帳場を有しない場合における宿泊者の確認を適切に行うための設備の構造設備は次の基準に適合すること

ア～エ 略

オ 宿泊施設の出入口の付近及び管理事務室の出入口に事故等対応者の氏名及び電話番号並びに当該宿泊施設及び当該管理事務室が旅館業の施設である旨が表示されていること

第11条 営業者は、事故が発生したときその他の緊急時又は近隣住民からの苦情等があったときは、適切かつ迅速に対応しなければならない。

2 営業者（下宿営業を営む者を除く。第13条及び第14条において同じ。）は、旅館業の施設の出入口の付近に、近隣住民からの苦情等に対応する者の氏名及び電話番号の表示を行わなければならない。ただし、玄関帳場を有する旅館業の施設について、近隣住民からの苦情等に対応するための措置が講じられていると市長が認めるときは、この限りでない。

第12条 総客室の延べ面積が200平方メートル未満である施設において旅館業を営もうとする者が当該旅館業に係る法第3条第1項の許可の申請をしようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を当該旅館業の施設の近隣住民に周知するとともに、当該周知の方法その他市長が定める事項を記載した書面及び次項に規定する書面を市長に提出しなければならない。

（１）営業者等の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

（２）旅館業の施設の名称及び所在地

（３）営業の種別

（４）苦情等に対応する者の氏名及び電話番号

（５）廃棄物の処理方法

（６）騒音の発生を防止するための方法

（７）火災等の緊急事態が生じた場合の対応方法

2 前項の規定による周知は、同項各号に掲げる事項を記載した書面を提示して行わなければならない。

第13条 玄関帳場を有する施設に係る営業者は、第11条第1項の規定による対応その他近隣住民の安全で安心な生活を確保するために自らが遵守すべき事項を記載した手引書を

作成しなければならない。

第14条 玄関帳場を有しない施設に係る営業者は、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 宿泊者に対し、宿泊施設の使用開始時に、次に掲げる宿泊施設を使用する際の注意事項（以下「注意事項」という。）を説明すること

ア 宿泊施設に備え付けられた設備の使用方法

イ 廃棄物の処理方法

ウ 騒音等により周囲に迷惑をかけないこと

エ 火災等の緊急事態が発生した場合の通報先及び初期対応の方法（防火、防災設備の使用方法を含む。）

(2) 客室に注意事項を記載した書類を備え置くこと

(3) 宿泊者が騒音等により周囲に迷惑をかける行為を行う場合にあっては、当該宿泊者に対し、当該行為を中止するよう求めること

(4) 第11条第1項の規定による対応、前3号に掲げる措置その他近隣住民の安全で安心な生活を確保するために自らが遵守すべき事項を記載した手引書を作成すること

(5) 宿泊施設が存する建物に宿泊施設以外の部分が存する場合にあっては、当該建物の出入口の付近に当該宿泊施設が旅館業の施設である旨を表示すること

○市要綱（抜粋）

第4条 建築主は、前条第1項の規定による届出を提出後速やかに、旅館業の用に供する施設の敷地内の見やすい場所に計画の概要を記載した標識（様式第1号）を設置しなければならない。

2 第1項の標識は、旅館業法第3条第1項の許可を受けるまでの間、設置しなければならない。ただし、前条第4項に基づく旅館業施設の建築（改修工事）計画中止届出書を提出した場合は、この限りでない。

3 近隣住民から当該計画に対する意見があった場合、建築主又は営業予定者は、適切に対応しなければならない。

第6条 条例第11条第2項に定める玄関帳場を有する旅館業の施設において、近隣住民からの苦情等に対応するための措置が講じられていると市長が認めるときは、次の各号に適合している場合に限る。

(1) 常時宿泊者等が旅館業の施設において従事している者と容易に対面することができる場合

(2) 常時旅館業の施設において従事している者が、近隣住民からの苦情に迅速に対応できる場合

2 条例第12条第1項で規定する旅館業施設の近隣住民への周知とは、説明会の開催又は戸別訪問により実施することとし、市長が定める事項とは、次のとおりとする。

(1) 説明会出席者の住所（戸別訪問の場合は訪問した相手の住所）

(2) 説明会又は戸別訪問により周知できなかった場合は、その実施状況

- 3 条例第12条第1項の規定による事前周知は次に掲げる者に対し実施しなければならない。
- (1) 施設を構成する建築物に居住する者
 - (2) 施設を構成する建築物の敷地に隣接する土地に存する建築物（外壁間の水平距離が20メートルを超えるものを除く。）に居住する者
 - (3) 施設を構成する建築物の敷地が道路、公園その他の空地（以下「道路等」という。）に接する場合にあっては、当該敷地と道路等の境界線からの水平距離が10メートルの範囲内の土地に存する建築物（外壁間の水平距離が20メートルを超えるものを除く。）に居住する者
- 4 条例第14条第2号に規定する注意事項を記載した書類は、日本語及び営業者が宿泊者に説明する際に使用する言語により作成しなければならない。
- 5 条例第3条第3号及び第3条第4号オに規定する表示は、日本語及び宿泊者が認識する言語にて作成するとともに、日本語を解さない宿泊者が容易に旅館業の施設であることを認識できる表示を行うよう努めなければならない。

●標識の設置について

旅館業施設の計画段階から許可を受けるまでの間、近隣住民に周知するため、計画の概要を記した標識（34ページ参照）を設置してください。この標識を見た近隣住民から意見等が寄せられた場合は、適切に対応しなければなりません。

●近隣住民に対する周知について

近隣住民の事業理解のため、許可申請を行う前までに近隣住民に対し、周知を行ってください。総客室の延べ面積が200平方メートル未満の施設については、市条例で義務付けられていますが、それ以外の施設についても、次のとおり事前に周知を行うことが望ましいです。

(1) 事前周知の対象範囲

- ・ 施設を構成する建築物に居住する者
- ・ 次のア又はイに掲げる建築物（施設の外壁から水平距離で20メートルを超える場合を除く。）に居住する者

ア 施設を構成する建築物の敷地に隣接する土地に存する建築物

イ 施設を構成する建築物の敷地が道路、公園その他の空地（以下「道路等」という。）に接する場合にあっては、当該敷地と道路等の境界線からの水平距離が10メートルの範囲内の土地に存する建築物

※ 長屋、共同住宅について、その一部が旅館業施設である場合や周知対象の範囲内にある場合は、長屋、共同住宅全体が市要綱第6条第3項に規定される建築物として周知対象となりますのでご注意ください。

(2) 周知する内容

- ア 営業者等の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所
- イ 旅館業の施設の名称及び所在地
- ウ 営業の種別
- エ 苦情等に対応する者の氏名及び連絡先
- オ 廃棄物の処理方法
- カ 騒音の発生を防止するための方法
- キ 火災等の緊急事態が生じた場合の対応方法
- ※ 上記の他、住民から問合せのあった事項についても適切に説明してください。

(3) 事前周知に際して周知方法等の留意すべき事項

旅館業施設の近隣住民に対して事業理解を得るため、許可申請を行う前までに周知を行ってください。また、事前周知については、施設の建築工事前又は改修工事等を実施する前に行うことや周知対象範囲外であっても町会長等を周知対象に含めることが、事業を円滑に進めるうえで大変有用となります。

周知の方法は説明会の開催又は戸別訪問とし、必要事項が記載された説明資料を用いて行う必要があります。

説明会を行う場合は、説明会開催の旨を記載した書面及び必要事項が記載された説明資料を、事前に近隣住民等へポスティングし、説明会の日時・開催場所については、地域の集会所や当該施設近くの会場等、近隣住民等が参加しやすい日時・場所を設定してください。説明会不参加の近隣住民等に対して、追加の説明会開催は不要となりますが、問合せ等には適切に対応する必要があります。

戸別訪問を行う場合は、近隣住民等と対面できなければ、説明資料をポスティングすることにより、別途の戸別訪問は不要となりますが、問合せ等には適切に対応する必要があります。

これら問合せについては、近隣住民等の求める方法（説明会開催、訪問等）により対応する必要があります。

事前周知に際しては、近隣住民等との相互の信頼関係が重要であるため、誠意をもって対応するとともに、意見申出方法及び問合せ先に関する案内を行ってください。また、施設の内覧を行うことも、住民等との相互の信頼関係形成に有用となります。

なお、許可取得後に新たに近隣住民に該当となった者、説明を求める者等に対しても、必要に応じて、戸別訪問、資料配布等の方法により丁寧に対応してください。

※ 事前周知は、近隣住民からの問合せ等があるかを見極めるための期間（１週間程度）を確保することが望ましいです。

※ 営業者は、事故が発生したときその他の緊急時又は近隣住民からの苦情等があったときは、適切かつ迅速に対応しなければならないことから、許可後に配布した資料（苦情等の窓口の連絡先など）に変更等があった場合は、変更後の資料を再度配布す

るのが望ましいです。

※ 近隣住民への事前周知の内容及び日時等については、記録してください。

事前計画届出又は許可申請の際には、近隣住民への周知に使用した資料、並びに周知方法及び実施結果を記した書面（近隣住民に対する周知の方法及びその記録）を添付してください。

【周知時に用いる書面の記載例】

- (1) 営業者等の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所
申請予定者：〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇
住 所：大阪市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号
- (2) 旅館業の施設の名称及び所在地
施設名称：〇〇民泊
施設所在地：大阪市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号〇〇マンション〇階〇〇号室
（玄関帳場の代替設備として管理事務室を設置している場合）
管理事務室所在地：大阪市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号マンション〇階〇〇号室
- (3) 営業の種別
旅館・ホテル営業
- (4) 24時間対応可能な緊急時、苦情等の窓口の連絡先（責任者の氏名、電話番号等）
責任者氏名：〇〇 〇〇
電話番号：〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
Eメールアドレス：〇〇〇〇@〇〇.〇〇.〇〇
※住民説明に関する問合せ先：〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇（担当：〇〇 〇〇）
- (5) 廃棄物の処理方法
ごみの適切な処理方法や、ごみを居室の外に持ち出さない旨を利用案内書等に明記し、その内容を利用開始前に利用案内書を用いて宿泊者へ説明するとともに、宿泊中は、施設（管理事務室）に常駐する従業員が衛生管理を行う。
施設内で発生した廃棄物については、上記従業員が事業系一般廃棄物と産業廃棄物に分別し、居住者用のごみ保管場所とは区分するため専用の保管庫を〇〇〇〇に設置し、廃棄物処理業許可業者等に週〇〇回の頻度で処理委託する。

(6) 騒音の発生を防止するための方法

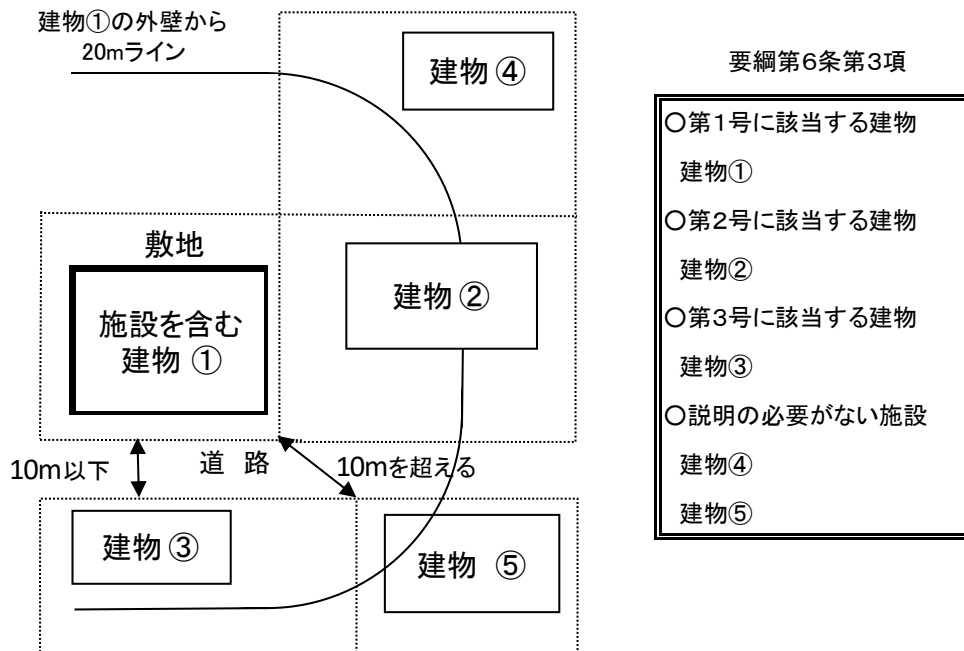
客室内に備え付けている利用案内書に、夜間及び早朝は大きな音を出さないこと等を明記し、宿泊者に対し利用開始前に当該利用案内書を用いて、注意喚起を行うとともに、客室内の〇〇〇に注意喚起の張り紙を掲示する。また、宿泊者が滞在中は、施設（管理事務室）に常駐する従業員は宿泊者による騒音が発生しないよう施設を管理する。

近隣の方から騒音に係る苦情があった場合は 24 時間対応し、必要があれば速やかに上記従業員が宿泊者に対して直接注意する等の対応をとる。

(7) 火災等の緊急事態が生じた場合の対応方法

客室内に備え付けている利用案内書に緊急連絡先（管轄の消防署、警察、上記事業者の電話番号）及び緊急時の初期対応方法を明記するとともに、施設内（管理事務室内）に常駐する従業員へ速やかに連絡するよう宿泊者に対して説明する。また、事業者として緊急時の対応を 24 時間体制で行い、宿泊者から連絡を受けた際には、速やかに必要な対応を行う。

【事前周知の対象範囲の例】



●苦情、緊急時等の体制について

営業者は、事故が発生したときその他の緊急時又は近隣住民からの苦情等があったときは、適切かつ迅速に対応しなければなりません。

旅館業を営業するにあたって、近隣住民との間にトラブルが発生することが考えられますので、営業者においては、苦情窓口等を設置してください。（24時間従業員等が施設内に常駐し、近隣住民が容易に対面できる場合を除く。）

また、苦情窓口の連絡先氏名、電話番号等を近隣住民に周知しておくことや、連絡先等の表示を建物出入口付近にすることも近隣住民の不安解消を図るうえで重要です。

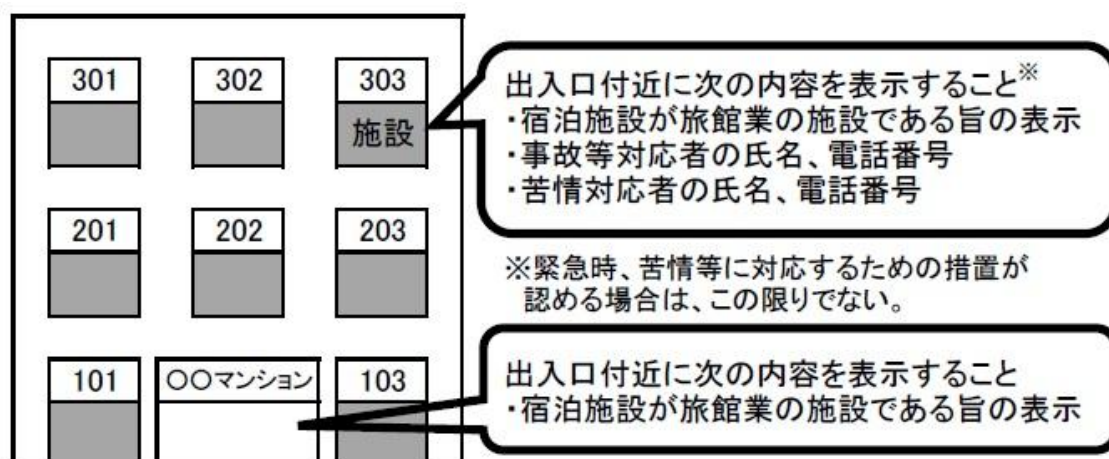
このため、宿泊者が容易に施設を把握できるような表示（施設名称など）、苦情窓口の責任者氏名、電話番号等の表示を施設の出入口に貼付するとともに、マンション等の場合は建物出入口付近にも施設を容易に把握することができる表示を貼付してください。なお、トラブル防止の観点からも海外からの旅行者等土地勘のない旅行者にも施設が特定しやすいよう、外国語も併記した目立つ表示としてください。

施設の出入口に付ける表示の大きさは、近隣住民や宿泊者が容易に確認できるように住宅宿泊事業法で定められている標識の大きさ（120ミリメートル×170ミリメートル）を目安にしてください。表示の掲示にあつては、ラミネート加工等の風雨に耐性のあつたもので作成又は加工してください。

【表示例】

旅館業法に基づく旅館・ホテル営業	
施設名称 Facility name	△△ホテル △△Hotel
施設所在地 Facility Location	大阪市〇〇区△△ △△,〇〇-ku,Osaka-shi
緊急時及び 苦情等窓口責任者 Name of Hotel Administrator	〇〇 〇〇
緊急時及び 苦情等の連絡先 Contact number of Hotel Administrator	06-〇〇〇-〇〇〇
管理事務室所在地 Administrative Office Location	大阪市〇〇区△△ △△,〇〇-ku,Osaka-shi

【施設等の表示】



緊急時や苦情に対し24時間体制で対応し、従業員が施設内または管理事務室に常駐する時間帯以外においても、現場に急行する必要がある場合に備え、通常おおむね10分程度で事業者等がかけつけることができる体制を整備してください。

緊急時及び苦情等の対応方法についてマニュアルを作成し、従業員が当該マニュアルに

沿った対応ができるよう、周知しておくことが必要です。

近隣住民からの申し出に対して適切かつ丁寧な対応ができるよう、日本語対応可能な従業員を配置するなど近隣住民に配慮し、地域と調和した対応体制を整備してください。

【民泊シール】



適法民泊施設に対しては、申請窓口である大阪市保健所環境衛生監視課において、「民泊シール」も配布しています。

「民泊シール」には外国語が併記されているため、施設の出入口や建物出入口付近の表示に併せて、当該シールを貼り付けることにより、海外からの旅行者等土地勘のない旅行者にも施設が特定しやすくなるとともに、周辺住民にとっても、適法民泊施設であることが明確となるため、「民泊シール」を貼り付けていただくようお願いします

（市条例第3条（3）（4）オ、第14条（5））。

●火災等の緊急事態が発生した場合の対応方法について

火災等の緊急事態が発生した場合に備え、警察、救急・消防の番号及び営業者への連絡方法及び初期対応の方法について、宿泊者にあらかじめ伝えておきましょう。案内書等で明記していると宿泊者の理解がより深まります。

営業者においては、緊急事態に備え24時間連絡可能とし、必要に応じて外国語で対応できる体制とするとともに、災害時の事故防止を図るため防火対策、火災時の措置等については、消防関係機関の指導を受ける等災害時の体制を常に整えておくことが重要です。

●宿泊者の病気、事故、事件等が発生した場合の対応方法について

病気、事故、事件発生時等で、宿泊者と面会が必要な場合、速やかに（夜間を含む）対応することが必要です。特に外国人の宿泊者が多い場合は、外国語で対応できる体制とするのも重要です。

また、事故等の発生に迅速で適切に対応できるよう医療機関等との通報網の整備等組織的体制を確立しておきましょう。

宿泊を通じて人から人に感染し重篤な症状を引き起こすおそれのある感染症に宿泊者等がかかっており、又はその疑いがあるときは、保健所等に通報し、その指示を受けてください。

営業者は、災害時の事故防止を図るため従業員の防火対策、火災時の措置等については、消防関係機関の指導を受ける等災害時の態勢を常に整えておくことが大切です。

5 施設の構造設備について

○法（抜粋）

第4条 営業者は、旅館業の施設について、換気、採光、照明、防湿及び清潔その他宿泊者の衛生に必要な措置を講じなければならない。

2 前項の措置の基準については、都道府県が条例で、これを定める。

3 第1項に規定する事項を除くほか、営業者は、旅館業の施設を利用させるについては、政令で定める基準によらなければならない。

○政令（抜粋）

（構造設備の基準）

第1条 法第3条第2項の規定による旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- 1 一客室の床面積は、7平方メートル（寝台を置く客室にあつては、9平方メートル）以上であること。
 - 2 宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他当該者の確認を適切に行うための設備として厚生労働省令で定める基準に適合するものを有すること。
 - 3 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。
 - 4 当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障を来さないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の入浴設備を有すること。
 - 5 宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。
 - 6 適当な数の便所を有すること。
 - 7 その設置場所が法第3条第3項各号に掲げる施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲おおむね100メートルの区域内にある場合には、当該施設から客室又は客の接待をして客に遊興若しくは飲食をさせるホール若しくは客に射幸心をそそるおそれがある遊技をさせるホールその他の設備の内部を見通すことを遮ることができる設備を有すること。
 - 8 その他都道府県（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市又は特別区。以下この条において同じ。）が条例で定める構造設備の基準に適合すること。
- 2 法第3条第2項の規定による簡易宿所営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。
- 1 客室の延床面積は、33平方メートル（法第3条第1項の許可の申請に当たつて宿泊者の数を10人未満とする場合には、3.3平方メートルに当該宿泊者の数を乗じて得た面積）以上であること。
 - 2 階層式寝台を有する場合には、上段と下段の間隔は、おおむね1メートル以上であること。
 - 3 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。
 - 4 当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障をきたさないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる規模の入浴設備を有すること。

- 5 宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。
- 6 適当な数の便所を有すること。
- 7 その他都道府県が条例で定める構造設備の基準に適合すること。

○省令（抜粋）

第4条の3 旅館業法施行令第1条第1項第2号の基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- 1 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応を可能とする設備を備えていること。
- 2 宿泊者名簿の正確な記載、宿泊者との間の客室の鍵の適切な受渡し及び宿泊者以外の出入りの状況の確認を可能とする設備を備えていること。

○市条例（抜粋）

（旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準）

第3条 旅館業法施行令（昭和32年政令第152号。以下「令」という。）第1条第1項第8号の条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。

（1）客室の構造設備は、次の基準に適合すること

- ア 採光上有効な窓が設けられていること
- イ 出入口は、宿泊者が自由に開閉できる構造であること

（2）玄関帳場を有する場合における当該玄関帳場の構造設備は、次の基準に適合すること

- ア 宿泊者及び宿泊しようとする者（以下「宿泊者等」という。）の出入りを直接確認できる場所に設けられていること
- イ 設置箇所は、1施設につき原則1箇所とすること。ただし、1施設につき2箇所以上設置しようとする場合において、当該施設の規模その他の事情を考慮して、市長が宿泊者等の出入りを直接確認する上で支障がないと認めるときは、この限りでない。
- ウ 受付台は、事務を行うのに適した広さを有し、宿泊者等と施設の従事者が直接面談できる構造であること
- エ 玄関帳場及びその周囲に宿泊者等の往来を容易に見通すことができなくなるようなカーテン、囲いその他の設備が設けられていないこと

（3）玄関帳場を有する場合には、旅館業の施設の出入口の付近に、事故が発生したときその他の緊急時に対応する者（以下「事故等対応者」という。）の氏名及び電話番号並びに当該施設が旅館業の施設である旨の表示がされていること。ただし、事故が発生したときその他の緊急時に対応するための措置が講じられていると市長が認めるときは、この限りでない。

（4）玄関帳場を有しない場合における宿泊者の確認を適切に行うための設備の構造設備は次の基準に適合すること

- ア 客室、便所その他宿泊者の宿泊の用に供する部分（以下「宿泊施設」という。）に近接した場所に、宿泊しようとする者の確認を適切に行うための事務室（以下「管理事務

室」という。)を有すること

イ 宿泊施設の出入口の付近に宿泊者の出入りを確認するためのビデオカメラその他の機器を有すること

ウ 宿泊施設及び客室の出入口及び窓は、鍵をかけることができるものであること

エ 客室及び管理事務室に宿泊者と連絡をとることができる電話機その他の機器を有すること

オ 宿泊施設の出入口の付近及び管理事務室の出入口に事故等対応者の氏名及び電話番号並びに当該宿泊施設及び当該管理事務室が旅館業の施設である旨が表示されていること

カ 宿泊施設の出入口の付近に管理事務室の所在地が表示され、かつ、管理事務室の出入口に宿泊施設の所在地が表示されていること

(5) 共同用の浴場（以下「共同浴場」という。）の構造設備は、次の基準に適合すること

ア 男用及び女用に区別され、その境界には隔壁を設け、相互に、かつ、屋外から見通すことができない構造であること

イ 収容人員に応じた脱衣室を設けること

ウ 浴室の床面、周壁及び浴槽は、耐水性の材料を用いること

エ 浴室の床面は、流し湯が停滞しないよう適当な勾配を設け、清掃が容易にできる構造であること

オ 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第1項に規定する水道及び大阪府特設水道条例（昭和33年大阪府条例第30号）第2条第1項に規定する特設水道により供給される水（以下「水道水」という。）以外の水を原湯（浴槽に直接注入される湯をいう。以下同じ。）、原水（浴槽に直接注入される水をいう。以下同じ。）、上り用湯（洗い場又はシャワーに備え付けられた給湯栓から供給される湯をいう。以下同じ。）又は上り用水（洗い場又はシャワーに備え付けられた給水栓から供給される水をいう。以下同じ。）として使用する場合であって、当該水道水以外の水が市規則で定める水質基準に適合しないときは、当該水質基準に適合する湯水を供給するため、ろ過器、消毒設備又はこれらに準ずる設備を設けること

カ 浴室から排水された湯水を送水するための配管又は浴槽内の湯水（以下「浴槽水」という。）を循環させるための配管は、原湯、原水、上り用湯又は上り用水を供給するための配管又は給湯栓若しくは給水栓に接続しないこと

キ 原湯を貯留する貯湯槽（以下「貯湯槽」という。）を設ける場合にあっては、貯湯槽内の湯の温度を常に摂氏60度以上に保つことができる加温装置を備えること

ク 浴槽水を循環させる場合にあっては、ろ過器等を設けることとし、次の基準に適合すること

（ア）ろ過器の1時間当たりの処理能力（1の浴槽の浴槽水を処理するため2以上のろ過器を設ける場合にあっては、当該各ろ過器の1時間当たりの処理能力の合計）は、当該ろ過器に係る浴槽の容量以上であること

（イ）ろ過器のろ材の洗浄又は交換及び消毒が容易にできる構造であること

（ウ）集毛器（毛髪等を浴槽水から除去するための装置をいう。以下同じ。）は、浴槽水が

- ろ過器に入る前の位置に設けること
- (エ) 浴槽水の消毒に用いる塩素系薬剤等の注入口又は投入口は、浴槽水がろ過器内に入る直前に設けること
- ケ 浴槽に気泡発生装置その他の微小な水粒を発生させる設備（以下「気泡発生層置等」という。）を設ける場合にあっては、空気の入入口から土ぼこりが入らない構造であること
- コ 浴場の汚水を停滞させることなく適切に排出する設備を設けること
- サ 機械換気設備又は換気上有効な窓が設けられていること
- (6) 共同浴場以外の浴場及び客室に設けられた浴室（以下「浴室」という。）の構造設備は、前号ウからサまでに掲げる基準に適合すること
- (7) シャワー室の構造設備は、次の基準に適合すること
 - ア 床面及び周壁は、耐水性の材料を用いること
 - イ 床面は、流し湯が停滞しないよう適当な勾配を設け、清掃が容易にできる構造であること
 - ウ 水道水以外の水を上り用湯又は上り用水として使用する場合であって、当該水道水以外の水が市規則で定める水質基準に適合しないときは、当該水質基準に適合する湯水を供給するため、ろ過器、消毒設備又はこれらに準ずる設備を設けること
 - エ 排水された湯水を送水するための配管は、上り用湯又は上り用水を供給するための配管又は給湯栓若しくは給水栓に接続しないこと
 - オ 汚水を停滞させることなく適切に排出する設備を設けること
 - カ 第5号キ及びサに掲げる基準
- (8) 水道水その他飲用に適する水を供給することができる洗面設備を有すること
- (9) 寝具、寝衣等を衛生的に保管することができる設備を有すること
- (10) 施設の周囲は、清掃及び排水が容易にできる構造であること
- (11) ねずみ、衛生害虫等の侵入を防止するため、外部に開放する排水口、窓等に金網を設ける等必要に応じて防除設備を設けること
- (12) 法第3条第1項の許可の申請を行う時又は延べ面積の増加を伴う施設の改修を行う時において、宿泊施設が存する建物に現に居住の用に供している部分が存する場合にあっては、当該建物の構造は鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であること。ただし、当該建物が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造と同等以上の防音性能を有するものであると市長が認めるときは、この限りでない。

(簡易宿所営業の施設の構造設備の基準)

第4条 令第1条第2項第7号の条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 多数人で共用しない客室を設ける場合には、その客室の延べ面積は総客室の延べ面積の2分の1未満であること
- (2) 前条各号(第2号を除く。)の基準に適合する構造設備であること
- (3) 階層式寝台を有する場合における当該階層式寝台の構造設備は、次の基準に適合すること

ア 上段の寝台は、転落を防止するための設備を有すること

イ 上段の寝台への昇降のための堅ろうな階段又ははしごを有すること

(4) 玄関帳場を有する場合には、当該玄関帳場は宿泊者等との面談に適するものであること
(善良の風俗を保持すべき地域における旅館・ホテル営業等の施設の構造設備の基準等)

第5条 法第3条第3項各号に掲げる施設の敷地の周囲110メートルの区域内における令第1条第1項第8号及び第2項第7号の条例で定める構造設備の基準は、前2条に定めるもののほか、次のとおりとする。

(1) 寝台を設置する客室を有する場合における当該客室の構造設備は、次のいずれかの基準に適合すること

ア 定員1名の客室の数が寝台を設置する客室の総数の3分の1以上であり、かつ、2人用の寝台が設置された客室の数が寝台を設置する客室の総数の3分の1以下であること

イ 客室数が100室以上であること

ウ 幅0.9メートル以上の独立した寝台が4つ以上ある客室が寝台を設置する客室の総数の2分の1以上であること

(2) 客室の構造設備は、次の基準に適合すること

ア 浴室等及び脱衣室の内部を外部から容易に見通すことができない構造であること

イ 客室内において料金の支払等ができる自動精算機、小窓その他の構造設備が設けられていないこと

(3) 玄関及び駐車場の出入口に外部からの見通しを遮るものを有しないこと

(4) 玄関帳場を有する施設にあっては、駐車場から玄関帳場を経由せず、直接個々の客室へ出入りすることのできる構造でないこと

(5) 客室の扉を自動的に施錠し又は開錠することができる装置と連動した客室案内板その他の設備であって玄関帳場での面接を妨げるものを有しないこと

(6) 施設内に性的好奇心をそそるおそれのある鏡、寝台、照明、がん具その他これらに類するものを有しないこと

(7) 施設の外観及び外部の広告物の構造設備は、次の基準に適合すること

ア 著しく奇異な意匠でないこと

イ 周囲の環境と調和が保たれているものであること

ウ 人の性的好奇心をそそるおそれのある広告物が備え付けられていないこと

エ 市規則で定める基準に適合する色及び模様並びに照明設備であること

(法第3条第3項第3号の条例で定める施設)

第7条 法第3条第3項第3号の条例で定める施設は、次に掲げる施設とする。

(1) 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館

(2) 博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館及び同法第31条第2項に規定する指定施設

(3) 社会教育法(昭和24年法律第207号)第20条に規定する公民館

(4) 都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園

(5) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第124条に規定する専修学校及び同法第13

4 条第 1 項に規定する各種学校のうち、18 歳未満の者の利用に供されるもの
(6) 前各号に掲げる施設のほか、青少年の健全な育成を図るための施設、スポーツ施設その他の施設で、国、地方公共団体又は公共的団体が設置するもののうち、主として 18 歳未満の者の利用に供される施設又は多数の 18 歳未満の者の利用に供される施設で市長が指定するもの

○市規則（抜粋）

（原湯等を使用される水道水以外の水及び打たせ湯の水質基準）

第 11 条 条例第 3 条第 5 号オ及び第 7 号ウ並びに第 9 条第 4 号オの市規則で定める水質基準は、次のとおりとする。

- (1) 色度は、5 度以下であること
- (2) 濁度は、2 度以下であること
- (3) 水素イオン濃度の数値は、5.8 以上 8.6 以下であること
- (4) 有機物は、全有機炭素の量で水 1 リットル当たり 3 ミリグラム以下（塩素化イソシアヌル酸又はその塩を用いて消毒している等の理由により全有機炭素の量の測定の結果によることが適切でない場合にあっては、過マンガン酸カリウムの消費量で水 1 リットル当たり 10 ミリグラム以下）であること
- (5) 大腸菌は、検出されないこと
- (6) レジオネラ属菌は、100 ミリリットルの検水で形成される集落数が 10 未満であること

2 温泉（温泉法（昭和 23 年法律第 125 号）第 2 条第 1 項に規定する温泉をいう。以下同じ。）を使用するものであるため、前項第 1 号から第 4 号までに掲げる基準によることができない場合であって、衛生上支障がないと認めるときは、これらの基準の全部又は一部を適用しないことがある。

（善良の風俗を保持すべき地域における施設の外観及び外部の広告物の構造設備の基準）

第 12 条 条例第 5 条第 7 号エの色に係る市規則で定める基準は、次に掲げる色を使用しないこととする。ただし、各立面の面積のうちに当該色を使用する部分の面積の合計の占める割合が 20 分の 1 以下である場合は、この限りでない。

- (1) マンセル表色系で赤（R）系の色相の色のうち、彩度 6 を超える色又は彩度 3 を超え、かつ、明度 4 を超える色
- (2) マンセル表色系で黄赤（YR）系又は黄（Y）系の色相で、彩度 4 を超える色
- (3) マンセル表色系で前 2 号に掲げる色相以外の色相で、彩度 2 を超える色
- (4) 金色

2 条例第 5 条第 7 号エの照明設備に係る市規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) サーチライト及び建物全体を照らす照明設備が設けられていないこと
- (2) 光源が点滅する照明設備が設けられていないこと

○市要綱（抜粋）

第 5 条 旅館業を営む者等は、次に掲げる事項に適合した設備を有しなければならない。

- (1) 条例第3条第2号アに定める宿泊者等の出入りを直接確認できる場所について、宿泊者等の出入りの全てを確認することができない場合は、ビデオカメラその他の機器により直接確認することと同等の措置が講じられていること
- (2) 条例第3条第3号に定めるその他の緊急時に対応するための措置が講じられていると市長が認めるときは、次のいずれにも適合していること
- ア 常時宿泊者等が旅館業の施設において従事している者と容易に対面することができる場合
- イ 常時旅館業の施設において従事している者が、事故が発生したときその他の緊急時に対応できる場合
- (3) 条例第3条第12号に定める当該建物が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造と同等以上の防音性能を有するものであると市長が認めるときは、次のいずれかに適合していること
- ア 当該建物における旅館業の施設が鉄筋コンクリート造または鉄骨鉄筋コンクリート造と同等以上の防音性能を有する構造であることを試験検査機関の遮音測定及び音響測定結果等により証明できる場合
- イ 当該建物における旅館業の施設が建築基準法上、「ホテル又は旅館」の用途に適合していることを検査済証等により証明できる場合
- (4) 令第1条第1項第4号から第6号及び第2項第4号から第6号による構造設備は、営業者が維持管理権原を有し、専ら宿泊者が利用する入浴設備、洗面設備及び便所とすること
- (5) 共同用のシャワー設備を設ける場合は、宿泊者の需要を満たすため、収容定員（入浴設備を付設する客室の定員を除く。）に対し、10人までごとに1個以上を有すること。ただし、市長が衛生上支障がないと認める場合は、この限りではない。
- (6) 共同用の洗面設備を設ける場合は、宿泊者の需要を満たすため、収容定員（洗面設備を付設する客室の定員を除く。）に対し、5人までごとに1個以上（30人を超える場合は、6個に30人を超える収容定員10人までごとに1個を加えた数）を有すること。ただし、市長が衛生上支障がないと認める場合は、この限りではない。
- (7) 共同用の便所を設ける場合は、宿泊者の需要を満たすため、収容定員（便所を付設する客室の定員を除く。）に対し、5人までごとに1個以上（30人を超え300人以下の場合は、6個に30人を超える収容定員10人までごとに1個以上を加え、300人を超える場合は、33個に300人を超える収容定員20人までごとに1個以上を加えた数。ただし、半数以上は洋式便器又は大便器とすること。）を有すること。ただし、市長が衛生上支障がないと認める場合は、この限りではない。
- 2 条例第3条第1号アに規定する窓は、就寝の用に供する部分に設け、就寝の用に供する部分の床面積の概ね8分の1以上（簡易宿所営業にあつては概ね10分の1以上）の面積を有しなければならない。ただし、市長が衛生上支障がないと認める場合は、この限りではない。
- 3 条例第3条第3号及び第3条第4号オに規定する表示は、日本語及び宿泊者が認識する

言語にて作成するとともに、日本語を解さない宿泊者が容易に旅館業の施設であることを認識できる表示を行うよう努めなければならない。

4 玄関帳場を有しない施設において旅館業を営む者等は、次に掲げる事項に適合した設備を有しなければならない。

(1) 条例第3条第4号アに規定する管理事務室については、大阪市域内において宿泊施設の周囲1,000メートルの区域内とすること

(2) 条例第3条第4号イに規定するビデオカメラその他の機器については、次に掲げる事項に適合していること

ア 現に宿泊者が施設に出入りしている姿を鮮明に確認できるものであること

イ 設置場所は、近隣住民等のプライバシーに配慮した場所に設置すること

ウ 宿泊者以外の者の出入を確認するため、録画機能を有すること。ただし、従業員が常時確認できる体制を整えている場合はこの限りでない。

●営業種別について

旅館業法においては、「旅館・ホテル営業」、「簡易宿所営業」及び「下宿営業」の3つの営業種別があり、それぞれ次のとおり旅館業法で定義されています。

旅館・ホテル営業・・・施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で簡易宿所営業及び下宿営業以外のものをいう。

簡易宿所営業・・・・・・宿泊する場所を多数人で共用する構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、下宿営業以外のものをいう。

下宿営業・・・・・・施設を設け、一月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業をいう。

●旅館業施設として使用する建物の構造について

長屋や共同住宅等、現に居住の用に供している部分がある建物の一部において旅館・ホテル営業または簡易宿所営業の許可を受けようとする場合、旅館業施設として使用する建物の構造は市長が認める場合として要綱で定める要件に該当する場合を除き、「鉄筋コンクリート造」または「鉄骨鉄筋コンクリート造」である必要があります。

なお、「鉄筋コンクリート造」または「鉄骨鉄筋コンクリート造」であることは建築物の検査済証等により確認しますが、これにより確認し難い場合は別途建築士等の専門家へ相談のうえ、建物構造に係る調査結果報告書をご提出ください。

※要件を満たさない構造を含む複合構造（例：「木・鉄筋コンクリート造」等）は認められません。

【大阪市旅館業規制指導要綱第5条(3)で定める規定適用外となる要件】

- ・当該建物における旅館業の施設が鉄筋コンクリート造または鉄骨鉄筋コンクリート造と同等以上の防音性能を有する構造であることを試験検査機関の遮音測定・音響測定結果等により、証明できる場合

(証明例)

壁や床等の防音工事を行った後、指定確認検査機関において遮音測定・音響測定を行った結果、鉄筋コンクリート造と同等の防音性能(※)を有することが示された。

(※) 壁の遮音性能としてD値50及び床の衝撃音性能としてL値50が目安となります。詳しくは建築士等の専門家へ相談のうえ、対応方法を検討してください。

- ・施設の建築基準法上の用途が「ホテル又は旅館」に適合していることを証明できる場合

(証明例)

検査済証や関係資料等において旅館業施設部分または建物全体の用途が「旅館・ホテル」と明記されている。

指定確認検査機関による建築基準法適合状況調査において、「ホテル又は旅館」の用途に適合していることが示された。

※参考：建築基準法に基づく指定確認検査機関については下記 URL をご確認ください。

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk_000019.html

【建物の独立性の確認方法について】

- ・旅館業施設として利用する建物の独立性については、当該建物の全体写真等から隣接する建物と壁等を共有していないか確認します。
- ・外見上、戸建てまたは長屋のいずれに該当するか分からない等、建物の独立性の判断が困難である場合は建築士等の専門家へ相談のうえ、建物の独立性に係る調査結果報告書をご提出ください。

※参考：長屋の解釈については下記 URL（大阪市建築基準法取扱い）をご確認ください

<https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000021604.html>

【現に居住の用に供している部分の有無の確認方法について】

- ・本市で定める所定の様式、その他必要書類をご提出いただくことで現に居住の用に供する部分の有無を確認します。
- ・新築の場合、入居開始日前であることが分かる資料を添付してください。
- ・既存建物の場合、建物所有者へ旅館業の許可を受けるまでの間、居住の用に供する部分がないことを確認のうえ、当該内容を証する書面を添付してください。

※特区民泊における滞在者及び住宅宿泊事業における宿泊者は居住者ではありません

が、事業を行っておらず通常賃貸契約等により入居者がいる場合は対象となります。

【面積の増加を伴う改修工事を行う際の取り扱いについて】

- ・面積の増加を伴う改修工事（客室の追加等）を行う場合は規制対象外であった既存施設も含め本規制の対象となります。
- ・面積の増加を伴う改修工事計画届提出時に本規制への適合に係る確認を行います。
- ・許可申請時に居住の用に供する部分がなく許可を受けた場合であっても、改修工事計画届時に居住の用に供する部分がかった場合は、本規制の対象となります。

●客室の床面積について

- ・旅館・ホテル営業においては、1客室の床面積は7㎡以上（寝台を有する場合は9㎡以上）であることが必要です。
- ・簡易宿所営業においては、客室の延べ床面積は、33㎡（ただし、申請に当たって宿泊者の数を10人未満とする場合には、3.3㎡に当該宿泊者の数を乗じて得た面積）以上であることが必要です。
- ・この面積には、客室内の客専用の便所、浴室は含まれますが、共通の廊下、押し入れ、クローゼット、床の間、ベランダは含みません。また、面積は内法算定とします。
- ・賃貸借契約書等の面積は壁芯が主ですので、内法面積との違いに留意してください。

●採光上有効な窓について

- ・客室は、窓等により自然光線が十分に採光できる構造であり、窓その他の開口部で採光に有効な部分の面積は、就寝の用に供する部分の床面積（便所、玄関、浴室、区画された洗面所等を除く）の概ね8分の1以上（簡易宿所営業においては概ね10分の1以上）を有することが必要です。また、窓は就寝の用に供する部分に設けてください。
- ・幅員0.9m以上の縁側で隔てるときは、その採光面積の概ね2分の1を有効面積とみなします。また、随時開放し得るふすま、障子類によって仕切られた2室の場合、1室とみなします。

●玄関帳場の代替措置について

- ・旅館・ホテル営業及び簡易宿所営業において、次に掲げる代替措置が講じられている場合は、玄関帳場を有しないことができます。
 - ア 客室、便所その他宿泊者の宿泊の用に供する部分（以下「宿泊施設」という。）に近接した場所に、宿泊しようとする者の確認を適切に行うための事務室（以下「管理事務室」という。）を有すること
 - イ 宿泊施設の出入口の付近に宿泊者及び宿泊者以外の者の出入りを確認するためのビデオカメラその他の機器を有すること
 - ウ 宿泊施設及び客室の出入口及び窓は、鍵をかけることができるものであること
 - エ 客室及び管理事務室に宿泊者と連絡をとることができる電話機その他の機器を有すること
 - オ 宿泊施設の出入口の付近及び管理事務室の出入口に事故等対応者の氏名及び電話番号並びに当該宿泊施設及び当該管理事務室が旅館業の施設である旨が表示されていること
 - カ 宿泊施設の出入口の付近に管理事務室の所在地が表示され、かつ、管理事務室の出入口に宿泊施設の所在地が表示されていること
- ・営業者は、宿泊施設に備え付けられたビデオカメラ等の映像により、宿泊者及び宿泊者以外の者の出入りを常時確認する必要があります。また、宿泊施設に録画機能を有するビデオカメラ等を設置し、宿泊者及び宿泊者以外の者の出入りを確認することも有効です。
- ・条例第3条第4号アに規定する管理事務室については、大阪市域内において宿泊施設の周

図1、000メートルの区域内とします。

- ・管理事務室は玄関帳場の代替設備となりますので、事務に適した机を設置するなど適切に整備してください。

●玄関帳場の設置個所について

- ・玄関帳場の設置個所は1施設につき原則1か所ですが、100室以上の大規模ホテル等で構造上やむを得ず、玄関帳場等を2箇所以上設置しなければならない場合等で、宿泊者等の出入りを直接確認する上で支障がないと認められる場合は、この限りではありません。
- ・複数の出入口があり、宿泊者等の出入りの全てを確認することができない場合は、ビデオカメラその他の機器により直接確認することと同等の措置が講じられる必要があります。

●玄関帳場の構造設備について

- ・受付台は容易に動かせないものとして下さい。
- ・床面からの高さは0.7～1.2mで開口部の高さは1m以上とし、また、「事務を行うのに適した広さ」とは、概ね0.3m以上の幅としてください
- ・宿泊者等の往来を容易に見通すことができなくなるようなカーテン、囲いその他の設備（植木や簡易な衝立等）を設けてはなりません。
- ・宿泊者等の出入りを直接確認するとともに、ビデオカメラを設置することが望ましいです。

●飲用に適する洗面設備について

- ・飲用の給水栓とは別に、飲用以外の給水栓を設ける場合にあっては、利用者が見やすい場所に飲用不適の表示をするなど、誤飲を防止する措置を講じてください。

●簡易宿所営業における多数人で共用する客室について

- ・2名以上で共用する寝台又は寝具を設置している客室は、当該客室の定員に関わらず多数人で共用する（追い込み式）客室とは認められません。
- ・多数人で共用する客室内に区画を設ける場合は、次の事項に適合した構造としてください。

ア 個人で施錠できない構造

イ ドアにあたる部分はアコーディオンカーテン様の簡易な構造

ウ 間仕切り部分には開口部を設けた構造

※区画された部分は、客室という扱いではない（客室の一部分である）ため、広告等には個室という表現は避けてください。

- ・開口部の大きさとして、床面積×1/7＝通路幅（m）×開口部長さ（m）を目安とする。

●共同用の衛生設備について

- ・入浴設備、洗面設備及び便所を有しない客室を設ける場合は、共同用の設備として市要綱で定める数以上の衛生設備を設けてください。
- ・簡易宿所営業等において、相部屋の客室を設ける場合においても、相部屋の客室内等に市

要綱で定める数以上の衛生設備を設けることが望ましいです。

●善良の風俗を保持すべき地域における構造設備基準について

旅館業の施設の敷地周囲 110m以内に学校、公園等がある場合には、条例第5条に定める基準に適合する必要があります。施設周辺の情報については、マップナビおおさか（URL参照）を参考にしてください。

【対象となる施設】

学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く。）、幼保連携型認定こども園、児童福祉施設、図書館、博物館（博物館に相当する施設を含む。）、公民館、都市公園、18歳未満の者の利用に供される専修学校及び各種学校、その他市長が指定する次に掲げる施設

施設名称	施設所在地
大阪市立男女共同参画センター子育て活動支援館	北区天神橋6丁目4番20号
大阪市立愛光会館	北区中津1丁目4番10号
大阪市立青少年センター	東淀川区東中島1丁目13番13号
大阪市立こども文化センター	此花区西九条6丁目1番20号
国立文楽劇場	中央区日本橋1丁目12番10号
大阪市立東淀川体育館	東淀川区東中島4丁目4番4号
大阪府立体育会館	浪速区難波中3丁目4番36号
大阪府立夕陽丘高等職業技術専門校	天王寺区上汐4丁目4番1号

（令和3年1月12日現在）

【マップナビおおさか】

URL：<https://www.mapnavi.city.osaka.lg.jp/webgis/index.html>

●市条例第5条関係について

- ・「定員1名の客室」とは、寝台の幅が1.4メートル未満の、1名用の寝台を有するものとしします。
- ・「2人用の寝台が設置された客室」とは、1つの寝台を2名以上で利用する客室、又は幅1.4メートル以上のダブルベッドを備えた客室としします。1人用の寝台が2台である場合でも、サイドテーブル等で常時30cm以上の間隔が確保されないものは、2人用の寝台とみなします。
- ・浴室等及び脱衣室の内部は、寝室及び屋外等の外部から見えない構造としてください。カーテンや容易に移動できる衝立等ではなく、不透明な材質の壁等によるものとしてください。
- ・玄関及び駐車場の出入口に、カーテンや目隠し壁等の視界を遮る構造物を設置してはなりません。
- ・「人の性的好奇心をそそるおそれのある鏡」とは、人が横臥している姿態を映す用途のものとしします。また、「人の性的好奇心をそそるおそれのある寝台」とは、動力により振動、

回転するなど特殊な装置を用いた寝台とします。

- ・「著しく奇異な意匠でないこと」とは、形態がハート型、城、船、飛行機、突起、ドーム、円錐、角錐、きのこ型等でないこととします。また、形態に限らず、色彩・柄・装飾等を含むデザインが過度に奇抜でないことも含みます。
- ・「人の性的好奇心をそそるおそれのある広告物」とは、もっぱら異性と同伴を連想させる広告、休憩料金表示やコスプレ等に関する広告とします。
- ・次に掲げる色は外観には使用できませんが、各立面の面積のうち当該色を使用する部分の面積の合計の占める割合が20分の1以下である場合はこの限りではありません。
 - 1 マンセル表色系で赤(R)系の色相の色のうち、彩度6を超える色又は彩度3を超え、かつ、明度4を超える色
 - 2 マンセル表色系で黄赤(YR)系又は黄(Y)系の色相で、彩度4を超える色
 - 3 マンセル表色系で前2号に掲げる色相以外の色相で、彩度2を超える色
 - 4 金色
- ・「建物全体を照らす照明設備」とは、旅館業の用に供する当該建物の一面全体をライトアップする場合やLED等で装飾することを目的としたものとし、看板や入り口付近など建物の一部を照らす場合は該当しません。
- ・「光源が点滅する照明設備」とは、建物の外観及び外部の広告物を際立たせる意図で照明設備(LED、ネオンサイン、電球等)を点滅させることとし、季節的なイルミネーション等は該当しません。
- ・ディスプレイは宣伝用の映像を流していれば、照明設備ではなく広告物と見なします。

●簡易宿所指導基準について

簡易宿所指導基準については、大阪市HP「旅館・ホテル営業、簡易宿所営業の手続きについて（下記URL参照）」を参考にしてください。

【旅館・ホテル営業、簡易宿所営業の手続きについて】

URL：<https://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000435879.html>

6 衛生措置について

○市条例（抜粋）

第9条 法第4条第2項の措置の基準は、次のとおりとする。

- (1) 1客室の1人当たりの床面積は、次の表の左欄に掲げる営業の種別の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積以上であること

営業の種別	面積
旅館・ホテル営業	3.3平方メートル
簡易宿所営業	1.6平方メートル
下宿営業	4.9平方メートル

- (2) 客室にくず入れを備えること

- (3) 浴場、浴室、シャワー室、洗面所及び便所は、常に清潔の保持に努め、排水を完全にすること
- (4) 共同浴場並びに共同浴場以外の浴場及び浴室であってろ過器等を使用して浴槽水を循環させているものについては、次の措置(共同浴場以外の浴場及び浴室であってろ過器等を使用して浴槽水を循環させているものにあつては、イ及びコに掲げる措置を除く。)を講ずること
 - ア 浴槽は、浴槽水の入換えごとに清掃し、及び消毒すること
 - イ 浴室に使用済みのかみそり等を廃棄するための容器を備えること
 - ウ 原湯、原水、上り用湯又は上り用水には、再利用された湯又は水を使用しないこと
 - エ 浴槽水については、次に掲げる措置を講じ、常に市規則で定める水質基準に適合させること
 - (ア) 浴槽に十分な原湯又は原水を供給し、常に満杯の状態にしておくこと
 - (イ) 塩素系薬剤を用いて消毒するとともに、遊離残留塩素濃度を毎日定期的に測定し、常に1リットルにつき0.4ミリグラム以上に保つこと。ただし、原湯又は原水の水質その他の浴槽水の水質により塩素系薬剤を用いて消毒することができない場合であつて、他の適切な方法で消毒することにより市長が衛生上支障がないと認めるときは、この限りでない。
 - (ウ) ろ過器等を使用して循環させている浴槽水(以下「循環水」という。)を消毒する場合にあつては、循環水がろ過器に入る直前に塩素系薬剤を注入し、又は投入すること
 - (エ) 浴槽水を毎日(連日使用している浴槽水にあつては、1週間に1回以上)入れ換えること
 - (オ) 循環水について、飲用でない旨の表示その他の誤飲を防止するための措置を講ずること
 - (カ) 浴槽に気泡発生装置等又は打たせ湯を設ける場合にあつては、浴槽水に浴用剤等を加えないこと
 - (キ) 1年に1回以上ろ過系統ごとに水質検査を行うとともに、当該水質検査の結果が市規則で定める水質基準に適合しなかったときは、直ちに、その旨を市長に報告すること
- オ 打たせ湯については、次に掲げる措置を講じ、常に市規則で定める水質基準に適合させること
 - (ア) 循環水を使用しないこと。ただし、専用のろ過器及び消毒設備を設ける場合その他の適切な措置を講ずる場合であつて、市長が衛生上支障がないと認めるときは、この限りでない。
 - (イ) (ア)ただし書の場合においては、1年に1回以上ろ過系統ごとに水質検査を行うとともに、当該水質検査の結果が市規則で定める水質基準に適合しなかったときは、直ちに、その旨を市長に報告すること
- カ 貯湯槽を設ける場合にあつては、貯湯槽内の湯の温度を常に摂氏60度以上に保つとともに、定期的に清掃し、及び消毒すること
- キ ろ過器等を使用して浴槽水を循環させる場合にあつては、次に掲げる措置を講ずること

と

- (ア) 浴槽水は、1 時間当たり、ろ過器に係る浴槽の容量以上のものを循環させること
- (イ) ろ過器は、1 週間に 1 回以上逆洗浄(湯を逆流させてろ過器内の汚れを除去することをいう。)その他の適切な方法により清掃するとともに、ろ過器及び浴槽水を循環させるための配管を定期的に消毒すること
- (ウ) ろ過器のろ材は、洗浄又は交換及び消毒が容易にできるものを使用すること
- (エ) 集毛器は、毎日清掃すること
- (オ) 消毒設備は、維持管理を適切に行うこと
- (カ) 回収槽(浴槽水として再利用するために浴槽からあふれ出た湯水を集め、貯留するタンクをいう。)は、定期的に清掃し、及び消毒すること
- ク 浴槽に気泡発生装置等を設ける場合にあっては、空気の入入口から土ぼこりが入ることを防止するための措置を講ずること
- ケ ア、カ若しくはキ(イ)若しくは(カ)の規定による清掃若しくは消毒、エ(イ)の規定による測定、エ(ウ)の規定による注入若しくは投入、エ(キ)若しくはオ(イ)の水質検査、キ(エ)の規定による清掃又はキ(オ)の規定による維持管理作業(以下「清掃等」という。)を行ったときは、これらに関する記録を作成し、清掃等を行った日から起算して3 年間、これを保存すること
- コ 共同浴場の衛生管理を適切に行うため、法第3 条第1 項の許可を受けた施設ごとに専任の衛生管理に関する責任者を置くこと
- (5) 前号の適用を受ける浴場及び浴室以外の浴場及び浴室については、同号ウ、カ及びクに掲げる措置を講ずること
- (6) シャワー室については、次に掲げる措置を講ずること
 - ア 上り用湯及び上り用水には、再利用された湯又は水を使用しないこと
 - イ 第4 号カに掲げる措置
- (7) 床下の排水及び通風を良好にして、施設の防湿に努めること
- (8) 施設の内外におけるねずみ、衛生害虫等の発生状況について適宜点検するとともに、適切な防除措置を講ずること
- (9) 調理及び洗面の用水は、水道水その他飲用に適する水(市規則で定めるものに限る。)とすること
- (10) 食器、寝具、寝衣類等は、宿泊者の定員に応じた十分な数を備え、常に清潔にし、適当な設備に保管すること
- (11) 寝具及び寝衣類は、市規則で定めるところにより定期的に消毒すること
- (12) 宿泊者が宿泊施設(下宿営業に係るものを除く。)を使用している間、営業者又はその代理人、使用人その他の従業者が当該宿泊施設に係る旅館業の施設に常駐すること

○市規則(抜粋)

(浴槽水の水質基準)

第13 条 条例第9 条第4 号エの市規則で定める水質基準は、次のとおりとする。

(1) 濁度は、5度以下であること

(2) 有機物は、全有機炭素の量で水1リットル当たり8ミリグラム以下（塩素化イソシアヌル酸又はその塩を用いて消毒している等の理由により全有機炭素の量の測定の結果によることが適切でない場合にあっては、過マンガン酸カリウムの消費量で水1リットル当たり25ミリグラム以下）であること

(3) 大腸菌群数は、水1ミリリットル当たり1個以下であること

(4) レジオネラ属菌は、100ミリリットルの検水で形成される集落数が10未満であること

2 浴槽水(条例第3条第5号カに規定する浴槽水をいう。以下同じ。)に浴用剤等

を加え、又は浴槽水として温泉を使用するものであるため、前項第1号又は第2号に掲げる基準によることができない場合であって、衛生上支障がないと認めるときは、これらの基準の全部又は一部を適用しないことがある。

(飲用に適する水)

第14条 条例第9条第9号の市規則で定める飲用に適する水は、水道法第4条の規定による水質基準に適合する水とする。

(寝具及び寝衣類の消毒)

第15条 条例第9条第11号の寝具の消毒は、毎月1回以上、日光消毒その他の適当な方法により行わなければならない。

2 条例第9条第11号の寝衣類の消毒は、日光消毒その他の適当な方法により行わなければならない。

●施設従事者の常駐

- ・ 宿泊者が施設に滞在している間（宿泊中）、従業員等が旅館業の施設内（管理事務室を設置している場合は管理事務室内も含む）に常駐し、施設の衛生管理等を行うことにより、宿泊者及び近隣住民の衛生上の危害や生活環境に係るトラブル発生の防止を図る必要があります。
- ・ 1か所の管理事務室において複数施設を管理する場合は、施設数に応じた規模の管理事務室で複数人の従業員等を配置する等、適切な運営体制を確保してください。
- ・ 施設または管理事務室には、長時間の常駐が可能な環境（空調設備、机、椅子や便所の確保等）を整備するよう努めてください。
- ・ 特に住宅を転用した旅館業施設においては、宿泊者と近隣住民のトラブルが発生しやすいことから施設管理を徹底し、近隣住民に配慮した地域と調和のとれた運営を行ってください。

●施設一般管理

- ・ 施設設備は、定期的に清掃し、必要に応じて補修及び消毒を行い、清潔で衛生上支障がないように保つ必要があります。
- ・ 施設の周囲は、定期的に清掃し、常に清潔に保ち、ねずみ、衛生害虫等の発生源が発見さ

れた場合は、直ちに、その撤去、埋去覆土、焼却、殺虫剤の散布等必要な措置を講じてください。

- ・また、周囲の排水溝は、定期的に清掃、補修等を行い、排水に常に支障が生じないように保つ必要があります。

●ねずみ衛生害虫の防除

- ・施設におけるねずみ、衛生害虫等の生息状況に応じて適当な防除措置を講じてください。

●浴室の管理

- ・浴室は、湯気抜きを常に適切に行い、入浴設備は、常に使用できるよう定期的に保守点検をしてください。
- ・洗いおけ、腰掛等入浴者が直接接触する器具及び浴室内は、湯垢を除くなど適切に清掃し、必要に応じて補修し、常に清潔で衛生的に保つ必要があります。
- ・浴槽、浴室内の排水口等の設備は、完全に換水して浴槽を清掃し、清潔で衛生的に保つ必要があります。

●浴槽の管理

- ・浴槽は、洗い水等の流入を防止するため上縁が床面よりおおむね 10cm 以上の高さを有する必要があります。
- ・原湯・原水の注水口は、湯水を浴槽とろ過器との間で循環させるための配管に接続せず、浴槽水面上部から浴槽に落とし込む構造である必要があります。
- ・エアロゾルの発生を防止するため、循環してろ過された湯水が浴槽の底部に近い部分から補給される構造である必要があります。
- ・ろ過器等を使用して循環させている浴槽水については、1年に1回以上ろ過系統ごとに水質検査を行う必要があります。水質検査の結果が市規則で定める水質基準に適合しなかったときは、直ちに保健所環境衛生監視課に報告して下さい。

●回収槽の管理

- ・オーバーフロー回収槽（以下「回収槽」という）内の水を浴用に供する構造になっていない必要があります。ただし、これにより難しい場合には、回収槽は地下埋設を避け、内部の清掃が容易に行える位置又は構造となっており、レジオネラ属菌が繁殖しないように、回収槽内の水が消毒できる設備を設けている必要があります。

●脱衣所・洗面所の管理

- ・脱衣場の衣類かご(箱)、足ふき、体重計等人が直接接触する器具は、清掃を適切に行うとともに、定期的に消毒し、清潔で衛生的に保つ必要があります。
- ・洗面用として飲用に適する湯又は水を十分に供給し、適切に清掃し、常に清潔に保つ必要があります。

●便所の管理

- ・ 便所は、臭気の防除に努め、便器の汚れを十分に除去するなど定期的に清掃し、必要に応じて消毒し、常に清潔で衛生的に保つ必要があります。
- ・ 手洗い設備は、消毒液、石ケン又はハンドソープ等を備えるなど手洗いに常に支障が生じないように措置してください。

●給水、給湯設備の管理

- ・ 給水設備が受水槽、高置水槽の場合は、定期的に清掃し、清潔で衛生的に保つ必要があります。
- ・ 給湯設備を設ける場合にあっては、定期的に保守点検し、必要に応じて被覆その他の補修等を行ってください。

●照明設備の管理

- ・ 定期的に保守点検を適切に行い、照度不足、故障等が生じた場合は、速やかに取り替え、又は補修してください。
- ・ また、定期的に清掃し、常に清潔に保ってください。
- ・ 客室、階段、廊下、浴室にあっては十分な明るさを保ってください。

●換気設備の管理

- ・ 換気設備は、適切に清掃し、換気用の開口部は、常に開放してください。
- ・ 機械換気設備及び空気調和設備は、定期的に保守点検し、故障、破損等がある場合は、速やかに補修してください。

●寝具の管理

- ・ 寝具を収納する押し入れその他保管室にあっては、適切に清掃し、常に清潔に保つ必要があります。
- ・ 布団、枕、毛布は、原則として敷布又はシーツ、カバーで適切に覆ってください。
- ・ 寝衣、敷布又はシーツ、布団カバー、枕カバー、包布等直接人に接触するものは、少なくとも3日に1回以上洗濯したものと取り替え、また、宿泊者ごとに洗濯したものと取り替える必要があります。
- ・ 寝具の消毒は、毎月1回以上、日光消毒その他の適当な方法により行ってください。

●タオル等の管理

- ・ 洗面室、便所等に備え付ける手ぬぐい、タオル及びこれに類するものは、清潔で衛生的に取り扱い、使用に支障が生じないよう適切な数を常に供給してください。

●施設の利用基準

- ・ 人の性的好奇心をそそるおそれのある性具及び彫刻等善良な風俗が害されるような文書、図面その他の物件を営業の施設に掲示し、又は備え付けないでください。
- ・ 色彩がけばけばしく、著しく奇異なネオン、広告設備等善良の風俗が害されるような広告物を掲示しないでください。

7 消防法令について

●消防法令の適用について

大阪市内において、旅館業施設の消防法令上の用途は、消防法施行令別表第1（5）項イ「ホテル・旅館・これに類するもの」とされます。本用途に適合した消防用設備等の設置、防災物品の使用、防火管理者の選任等が義務付けられることがあります。従前、マンションや一般住宅であった建物の全部又は一部を旅館業施設として使用する場合は、建物全体の消防法令の規制が変わることがありますので、事前に所轄消防署（予防担当）にご相談ください。

●消防法令適合通知書について

旅館業施設の許可申請等の手続きにおいて、消防法令適合通知書（消防法その他の消防に係る関係法令に適合していることを証する書面）の写しを必要に応じて提出することとなります。消防法令適合通知書は当該施設を管轄する消防署の予防担当に交付申請し、消防職員が立入検査を実施し、消防法令に適合していることが確認された場合に交付されます。

8 宿泊者等の確認等について

テロ防止及び安全対策のため、次の項目に留意してください。

○法（抜粋）

第6条 営業者は、厚生労働省令で定めるところにより旅館業の施設その他の厚生労働省令で定める場所に宿泊者名簿を備え、これに宿泊者の氏名、住所、連絡先その他の厚生労働省令で定める事項を記載し、都道府県知事の要求があつたときは、これを提出しなければならない。

○省令（抜粋）

第4条の2 法第6条第1項の宿泊者名簿（以下「宿泊者名簿」という。）は、当該宿泊者名簿の正確な記載を確保するための措置を講じた上で作成し、その作成の日から3年間保存するものとする。

2 法第6条第1項の厚生労働省令で定める場所は、次に掲げる場所とする。

- （1） 旅館業の施設
- （2） 営業者の事務所

3 法第6条第1項の厚生労働省令で定める事項は、宿泊者の氏名、住所及び連絡先のほか、次に掲げる事項とする。

- （1） 宿泊者が日本国内に住所を有しない外国人であるときは、その国籍及び旅券番号

(2) その他都道府県知事が必要と認める事項

○市要綱（抜粋）

第9条 玄関帳場を有する施設においては、宿泊者名簿の正確な記載を確保するための措置として、対面により本人確認を行うこと。

2 玄関帳場を有しない施設においては、宿泊者名簿の正確な記載を確保するための措置として、対面又は対面と同等の手段として次に掲げる事項に適合した条件を満たすテレビ電話やタブレット端末等ＩＣＴを活用した方法等により行うこと。

(1) 宿泊者の顔及び旅券が画像により鮮明に確認できること

(2) 当該画像が施設の近傍から発信されていることを確認できること。

営業者は、宿泊者名簿を作成するとともに、旅館業の施設、営業者の事務所に作成の日から3年間保存してください。なお、名簿作成にあたっては、次の点に留意しながら正確な記載を確保するための措置を講じてください。

(1) 宿泊者の対面について

- ・宿泊者本人の確認は、対面により行うことが最も望ましい方法です。また、居室の鍵の受け渡しについても、直接行うことが最も望ましい方法です。また、施設内において、防犯カメラ等により宿泊者の施設への出入り状況を確認するとともに、録画された映像は一定期間保管することも効果的な方法です。
- ・マンションの1室等で事業を行う、いわゆる「民泊」における長期宿泊者には、定期的に宿泊者と面会を行うことも重要です。滞在期間中の中間時には少なくとも1回は施設が適切に使用されているかを確認してください。その際、ごみの保管が適切に行われているか等を目視で行い、騒音等の近隣トラブルがないか等近隣住民から聴取することも効果的です。

(2) 宿泊者名簿に記載する事項

宿泊者名簿に記載する事項は以下のとおりです。宿泊者全員を記載してください。また、宿泊契約（宿泊グループ）ごとに宿泊者が分かるように記載してください。

なお、当該名簿は、電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、これに代えることができます。

ア 宿泊者の氏名、住所、連絡先

イ 宿泊者が日本国内に住所を有しない外国人であるときは、その国籍及び旅券番号、旅券の写しを宿泊者名簿とともに保存し、旅券の写しを収受した日から3年間保存してください。

宿泊者に対し正確な記載を働きかけてください。また、警察官からその職務上宿泊者名簿の閲覧請求があった場合には、捜査関係事項照会書の交付の有無にかかわらず、当該職務の目的に必要な範囲で協力してください。

（３）居室の鍵について

宿泊者の安全安心に資するよう、居室の鍵は、カードキーシステムの導入や、鍵交換を適当な間隔で実施することにより安全対策が図れます。

９ その他

●代理人について

○市要綱（抜粋）

第８条 １・２ 略

３ 営業者が個人であって日本国内に住所を有しないとき又は外国法人であるときは、当該営業者は、その施設ごとに、当該施設において営む旅館業に関する一切の行為（裁判上の行為を除く。）をする代理権を付与した代理人（日本国内に住所を有する者に限る。）を選任しなければならない。

４ 前項の規定にかかわらず、営業者は、会社法第 817 条第 1 項に規定する日本における代表者を定めているときは、前項の代理人を選任することを要しない。

営業者が個人であって日本国内に住所を有しないとき又は外国法人であるときは、当該営業者は、その施設ごとに、当該施設において営む旅館業に関する一切の行為（裁判上の行為を除く。）をする代理権を付与した代理人を選任してください。

なお、許可申請時、代理人変更時の際には、代理人選任（変更）届（３５ページ参照）を添付してください。

●ごみの処理について

- ・施設の宿泊者が出すごみは、施設を営業する者（旅館業営業者）が排出責任を有する「事業系ごみ」となります。旅館業営業者において廃棄物処理業許可業者に収集を依頼してください。また産業廃棄物の処理委託を行う際には、「収集・運搬業者」「処分業者」のそれぞれと書面による契約を締結してください。
- ・廃棄物の収集運搬及び産業廃棄物の処分を行う業者名等については、環境局に報告してください。（４０ページ参照）
- ・旅館業の施設内で発生したごみについては、一般廃棄物・産業廃棄物・再生資源化物に区分して排出してください。
- ・旅館業の施設内で発生したごみについては、旅館業営業者（委託清掃事業者等も可）においてごみを集積・保管する場所に持って行き排出してください。
- ・排出されたごみを集積・保管する場所を原則として同一建物内に確保し、その場所を周知するための立札・看板等を設置することにより、ごみの集積・保管場所が分かるようにしてください。（産業廃棄物の保管場所には法で定められた掲示板を設置しなければなりません。）
- ・排出されたごみを集積・保管する場所については、一般廃棄物・産業廃棄物・再生資源化物が混在しないようにするとともに、他の居住者が排出する廃棄物と区分してください。
- ・収集業者との間で、収集時期・分別等のルール、禁止事項等を十分調整してください。
- ・また、産業廃棄物を収集業者に引き渡す際には、必ず産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交

付してください。

- ・ごみを集積・保管する場所では、臭気、汚水等の漏えい及びごみの飛散等を防止するなど、近隣住民に迷惑をかけないような対策を講じてください。
- ・近隣住民からごみの排出方法等の苦情があった場合は、適切かつ速やかに対応できる体制を整備し、近隣住民の理解を得るよう努めてください。

●宿泊拒否について

- ・営業者は、次に掲げる場合を除いては、宿泊を拒んではなりません。

ア 宿泊しようとする者が特定感染症の患者等であるとき

イ 宿泊しようとする者が賭博その他の違法行為又は風紀を乱す行為をするおそれがあると認められるとき

ウ 宿泊しようとする者が、営業者に対し、その実施に伴う負担が過重であつて他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として厚生労働省令で定めるものを繰り返したとき

(宿泊拒否事由に該当するものの例)

- ・不当な割引、契約にない送迎等、過剰なサービスの要求を繰り返す場合
- ・対面や電話等により、長時間にわたり、不当な要求を行う行為を繰り返す場合
- ・要求の内容の妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段・態様が不相当なもの(※)を繰り返す場合
- ・(※)身体的な攻撃(暴行、傷害)、精神的な攻撃(脅迫、中傷、名誉毀損、侮辱、暴言)、土下座の要求等

(宿泊拒否事由に該当しないものの例)

- ・障害のある方が社会の中にある障壁(バリア)の除去を求める場合
- ・障害のある方が障害を理由とした不当な差別的取扱いを受け、謝罪等を求めること
- ・障害の特性により、場合に応じた音量の調整ができないまま従業者に声をかける等、その行為が障害の特性によることが本人やその同行者に聞くなどして把握できる場合
- ・営業者の故意・過失により損害を被り、何らかの対応を求める場合(手段・態様が不相当なものを除く)

●適切な保険への加入について

旅館業の許可申請を行うにあたっては、事業を取り巻くリスクを勘案し、適切な保険(類焼損害特約付き火災保険等賠償責任保険)に加入することが望ましいです。

●食事の提供について

宿泊者へ食事の提供をする場合は、食品衛生法上の許可が必要になる場合があります。詳しくは、事前に保健所各生活衛生監視事務所へお問い合わせください。

10 お問い合わせ先

●旅館業法に係る申請、相談等について

(担当課) 大阪市 保健所 環境衛生監視課 (旅館業指導グループ)

(所在地) 〒541-0052 大阪市中央区安土町3丁目1番3号

(電話番号) 電話 : 06-6647-0835

●消防法上の措置等について

施設所在地の消防署でご相談ください。なお、所在地や電話番号については、下記URLに掲載されています。

(URL) <http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/page/0000018935.html>

●建築基準法に係る申請等について

(担当課) 大阪市 計画調整局 建築指導部 建築確認課

(所在地) 〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号 (大阪市役所本庁3階)

(電話番号) 電話 : 06-6208-9291

●廃棄物について

・産業廃棄物に関して

(担当課) 大阪市 環境局 環境管理部 環境管理課 (産業廃棄物規制グループ)

(所在地) 〒545-8550 大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目5番1号

あべのルシアス 13階

(電話番号) 電話 : 06-6630-3284

・事業系ごみの処理に関して

(担当課) 大阪市 環境局 事業部 一般廃棄物指導課 (一般廃棄物指導グループ)

(所在地) 〒545-8550 大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目5番1号

あべのルシアス 13階

(電話番号) 電話 : 06-6630-3271

●食品衛生法上の許可について

各生活衛生監視事務所にご相談ください。また、届出住宅所在地により相談窓口が異なります。なお、所在地や電話番号については、下記URLに掲載されています。

(URL) <http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000014203.html>

旅 館 業 施 設 計 画 の 概 要			
営 業 の 種 別			
旅 館 業 施 設 の 名 称 又 は 計 画 名			
旅 館 業 施 設 の 所 在 地			
面 積 等	建物延床面積	m ²	営業使用部分
	施設延床面積	m ²	階建 階～ 階
		総 客 室 数 総 定 員 数	室 名
着 工 予 定 日 年 月 日	年 月 日		
営業開始予定年月日	年 月 日		
建 築 主	氏名（法人は法人名及び代表者の氏名。以下同じ。） 電話 — (公開している又は公開する予定の電話番号)		
営 業 予 定 者	氏名（法人は法人名及び代表者の氏名。以下同じ。） 電話 — (公開している又は公開する予定の電話番号)		
当 該 計 画 の 責 任 者	氏名（法人は法人名及び代表者の氏名。以下同じ。） 電話 —		
標識設置（予定）日	年 月 日		

この標識は、大阪市旅館業規制指導要綱第 4 条第 1 項の規定により設置したものです。
この計画について、問い合わせたいことがある方は、次の連絡先に申し出てください。

(本件に関する連絡先) (電話) —

備考 1 階数の欄には、建築基準法施行令（以下「令」という。）第 2 条第 8 号の規定により算定した数値を記入してください。
2 たて 30 cm 以上、よこ 25 cm 以上の大きさにしてください。

代理人選任（変更）届

年 月 日

大 阪 市 長

委任者の氏名

（法人にあっては、名称及び代表者名）

委任者の住所

（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

次の者を代理人と定めて、下記の権限を委任します。

※

代理人の住所	代理人の氏名及び連絡先
	(電話 — —)
対象施設	
・ 施設名称 : ・ 施設所在地 :	

記

委任事項 旅館業に関する一切の行為（裁判上の行為を除く。）

※様式問わず上記内容を記載した委任状がある場合、記入欄に別紙記載のうえ委任状を添付すること

廃棄物の処理に関する報告

環境局長 様

事業者 住所
氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

施設の名称
施設の所在地

旅館業法に係る廃棄物の処理に関し、次のとおり報告します。

I 廃棄物処理に関する滞在者への周知方法

- ☐ 客室に設置する「利用案内書」に、ごみの適切な処理方法について記載 ★
【英語・中国語・韓国語・その他（ ）】
- ☐ 施設内で滞在者が排出するごみは、客室内のごみ箱に捨て、居室外に持ち出さない旨を、「利用案内書」または室内のわかりやすい場所に表記する ★
【英語・中国語・韓国語・その他（ ）】
- ☐ 客室内のごみ箱やごみ箱上の壁等に、滞在者に分別などがわかるような表記、イラストによる表示をする
【英語・中国語・韓国語・その他（ ）】
- ☐ その他 ()

★は必須項目

II 廃棄物の保管場所（区分方法）及び表示方法（※）

保管場所：

居住者ごみとの区分方法：

容器等 ：一般廃棄物 ()
 産業廃棄物 ()
 資源化物（紙類） ()
 資源化物（飲料容器） ()
 その他 ()

表示方法：

※ 保管場所の写真を添付してください。

Ⅲ 廃棄物の処理業者名及び収集頻度

一 般 廃 棄 物	収 集 運 搬 業 者		収 集 頻 度
再 生 資 源 化 物	収 集 運 搬 業 者		収 集 頻 度
産 業 廃 棄 物	収 集 運 搬 業 者	処 分 業 者	収 集 頻 度

Ⅳ 苦情があった場合の連絡体制

・連絡先 :

・担当部署・担当者 :

提出先等

- ・ 本報告は、旅館業を開始するまでに提出してください。
- ・ 記載事項に変更があった場合は、その都度報告してください。

<提出先>

〒545-8550

大阪市阿倍野区阿倍野筋1-5-1 あべのルシアス13階

環境局事業部一般廃棄物指導課

電話：06-6630-3271 FAX：06-6630-3581

E-mail：ja0007@city.osaka.lg.jp